

# 札幌市医療的ケア児支援検討会

## 令和3年度第1回会議

### 会 議 録

日 時：2021年9月9日（木）午後7時開会  
場 所：オンライン会議（Z o o m）

## 1. 開 会

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

札幌市障がい福祉課企画調整担当課長の笹谷でございます。

ただいまから、札幌市医療的ケア児支援検討会令和3年度第1回会議を開催いたします。

この会議は、一般の方にもオンラインで公開させていただいておりますが、本日は15名の方から傍聴の登録をいただいておりますので、ご報告いたします。

また、今回はオンライン開催となりますので、各議題で報告をいただいている間、ほかの音が入ることを防ぐため、お聞きになっている方はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。また、会議中はカメラをオンにし、皆様のお顔が見える状態で進めてまいりたいと思います。ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

資料については、事前にお送りした会議次第と、資料1から資料11までとなります。各議題の説明の際に、画面にも順次表示させていただきたいと思っております。

今回は、久しぶりの会議となり、新年度1回目の会議でもありますので、開会に当たりまして、障がい保健福祉部長の大谷からご挨拶申し上げます。

○大谷障がい保健福祉部長 皆様、障がい保健福祉部長の大谷でございます。

本日は、お忙しいところ、検討会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方におかれましては、日頃から本市の障がい福祉施策の推進に多大なるご支援、ご協力をいただきまして、心からお礼を申し上げます。

この検討会は、関係機関の担当者が一堂に会しまして、医療的ケア児に関する地域の課題や対応策について、継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場として平成30年に設置しております。

これまでに8回の会議を行う中で、皆様の知識、経験をご提供いただきまして、医療的ケア児に関する施策の実施の後押しをしていただいたところでございます。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の関係もありまして、活動を見合わせていただいたところですが、皆様もご存じのとおり、今年6月、医療的ケア児支援法が成立しまして、今年18日から施行されます。今回の法でも求められているように、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が密接な連携を図って、社会全体で医療的ケア児を支えていくため、検討会の活動を再開し、この会議での意見交換や情報共有の内容を札幌市の施策に反映していきたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 大変恐縮ではございますが、大谷はここで退席させていただきます。

[障がい保健福祉部長は退席]

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 続きまして、委員の出席状況についてご報告いたします。

本日は、鈴木委員から欠席のご連絡をいただいております。また、窪田委員からは若干お時間に遅れるとのご連絡をいただいております。

委員については、平成30年度、令和元年度の2年間の任期の終わりの時点で、議論の継続性の観点から、できるだけ継続して委員にご就任いただきたい旨をお伝えしているところでございますが、1年以上間が空いたこと、市職員の人事異動などにより、前回会議から8名の委員が交代となっております。新たに、どい内科クリニック院長の土肥委員、札幌訪問看護ステーション協議会副会長の鈴木委員、社会福祉法人北翔会医療福祉センター札幌あゆみの園生活介護あゆみ所長の佐々木委員、保健所健康企画課母子保健係長の清水川委員、保健所医療政策課医療企画係長の重永委員、子ども未来局施設運営課運営係長の大木委員、教育委員会教育推進課学びの支援係長の加藤委員、教育委員会教育推進課特別支援教育推進担当係長の北原委員、以上の委員にご就任いただいております。

委員の交代も多く、久しぶりの会議でもありますので、継続して委員にご就任していただいた10名の方々も含め、簡単で結構でございますので、皆様に自己紹介をお願いしたいと考えております。

お配りしている資料1の委員名簿順に、福井委員からお願いいたします。

○福井委員 皆さん、こんばんは。

この会議の最初から関わっております。今、札幌大学で非常勤講師をしています。ちょうど昨年3月にいわゆる退職をしまして、そして、コロナになって、全く家で活動をしているところであります。この会も新しい動きがあるようですので、皆さんと協力して進めていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 土肥委員、お願いいたします。

○土肥委員 どい内科クリニックの土肥と申します。

私は、札幌市医師会の理事をしまして、これまで2年間は地域保健部長としてコロナ対策などの協力に当たってきましたけれども、今回、6月から地域福祉部長ということで、高齢者福祉とか認知症とか障がい者の方の援助ということを中心に協力していく部署で働いております。

これからも、よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 土島委員、お願いいたします。

○土島委員 医療法人当稻生会の土島です。一昨年度からの引き続きで委員を務めております。

手稲区で医療的ケア児者を対象とした在宅医療を行っておりますが、そのほか、昨年度から、後でご報告をさせていただきますけれども、医療的ケア児サポート医ということで、委託を受けて活動しております。

よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 鈴木委員、窪田委員はまだいらしていませんので、加藤委員、よろしくお願いいたします。

○加藤（法）委員 加藤です。

職場は社会福祉法人楡の会で、総合施設長という立場で仕事をしております。様々な障がいのある方と長く関わってきて、特に重症児とか医療的ケアの方々とは今までもずっとお付き合いをしてきました。また、この会には子ども部会の立場で参加させていただいております。

よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） では、佐々木委員、よろしくお願いいたします。

○佐々木委員 札幌あゆみの園生活介護あゆみの佐々木です。

これまで、今野がお世話になっていたかと思いますが、今年度より私が引き継がせていただくこととなりました。私は、もともと理学療法士として当施設で勤務しております、2013年より現在の生活介護で重症心身障がいの方を中心に関わらせていただいております。

初めてなのでいろいろ分からないことも多いかと思いますが、よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） では、射場委員、よろしくお願いいたします。

○射場委員 お世話になっております。相談室セーボネスの射場と申します。

相談支援部会から参加させていただいています。所属は麦の子会で、札幌市委託の相談支援業務を行っております。また、楡の会の加藤委員と同じく、子ども部会にも参加させていただいています。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 真鍋委員、よろしくお願いいたします。

○真鍋委員 どうもこんばんは。

皆さん、本当にお久しぶりにお会いするなという方もたくさんいらっしゃるのですが、この会には最初から参加させていただいています。保育園の所長、理事長をさせていただいているのですが、実情を言いますと、保育園で医療的なケアの必要なお子さんを受け入れているところはあまり多くはないのです。障がいのいろいろな形のお子さんに関しても、ただの普通の保育園ですので、種別があるわけでもなく、ずっと自分たちで考えながら、そして、たまたま園には看護師がおりますので、その看護師と協力して受けてきたという本当に長年の歴史があって、一般のお子さんと一緒に生活するというようなところでもあります。でも、保育園のほうでその受入れが進んでいるかという、かなり難しい部分もあるので、機会があればそのようなこともお話しできたらなと思っております。

またよろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 時崎委員、よろしくお願いいたします。

○時崎委員 時崎由美です。重症心身障害（者）を守る会、当事者の会から来ました。

元豊成養護学校のPTA会長でして、今年度4月からは北翔養護学校の高等部に息子が入学しまして、こちらのほうで当事者として、今、母子通学を行っています。

よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 保健所健康企画課さんからよろしくお願いいたします。

○清水川委員 私は、保健所健康企画課母子保健係長の清水川と申します。

昨年こちらの健康企画課に着任いたしました。こちらの所管は、各区保健センターにおいて、地域の母子保健のケース支援を行っておりますが、地域においての医療的ケア児の方への支援も各区保健センターで行っております。私は、各区で行っている母子保健事業等に関わる本庁所管という立場で本日は参加させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 医療企画係長、お願いします。

○重永委員 札幌市保健所医療政策課医療企画係長の重永と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

当課におきましては、在宅医療の推進というところを担当しております、そのことに関して、人材育成の研修等、そういった形で関わらせていただいております。私自身は、こちらのポジションに今年の7月から来たばかりでして、医療的ケア児の支援ということについてはまだ不勉強な部分も多いかと思うのですが、いろいろ学びながら参加させていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） それでは、障がい福祉課から自己紹介をさせていただきます。

○松村委員 私は、障がい福祉課の制度推進担当係長の松村と申します。

こちらの職場は3年目で、医療的ケア児の支援者等養成研修を担当させていただいております。

よろしくお願いいたします。

○田中委員 同じく、障がい福祉課運営指導係長しております田中と申します。

私は、障がい福祉サービス事業所の皆様に対する支援をさせていただいております、例えば補助金などのお支払いなどの支援もやっております。こちらの会議の関係で申しますと、医療的ケア児者の受入れに関するお手伝い、それも補助金という形ですが、そういうお仕事をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤（博）委員 教育委員会教育推進課の加藤と申します。

特別支援教育の推進に関わる事務に携わっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○北原委員 教育委員会教育推進課の北原と申します。

私は、医療的ケア児の対応も含めまして、学校における特別支援教育の推進を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） それでは、子ども未来局からお願いします。

○星野委員 札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課指導担当係長をしている星野です。よろしくお願いいたします。

私は、札幌市の障がい児保育事業を担当しています。内容としましては、認可保育施設において、障がい児保育認定を受けているお子様に対して適切な保育を行っていただくための障がい児保育巡回指導で各施設を訪問させていただいたり、各施設において発達に心配のあるお子様の相談などを承っているほか、障がい児保育認定についてまたは研修についてなどを札幌市障がい児保育に関わる事業全般を承っております。医療的ケア児も障がい児保育事業の一環として取り組んでいます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○大木委員 同じく、子育て支援部施設運営課運営係長の大木と申します。

私の方では、主に私立の認可保育施設に対する運営指導などを行っております。この春、4月に着任したばかりですが、ここまでは正直申しまして保育士施設のコロナ対応に追われる日々を過ごしております、医療的ケア児の分野はまだまだ不勉強な部分が多いので、この場で学ばせていただけたらと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 窪田委員がお見えになりましたので、自己紹介をお願いします。

○窪田委員 すみません、遅くなりました。

社会福祉法人あむ生活介護事業びーとの窪田です。

今、実質、活動はもうしていないのですが、重複障がいのプロジェクトという自立支援協議会の中にあつたプロジェクトチームからの選任ということで、今回は継続で参加させていただいています。

私は、現在、相談から離れていまして、行動障がいの方とか、うちにも重心の方がいらっしゃるんですが、そんなに日々業務の中で医療的ケアの方とはあまり関わりがないのですが、これまでの相談経験などの中からご意見を言わせていただいたり、また皆さんと勉強させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） ありがとうございます。

委員の皆様には、このたび、新たに令和4年度末までの委員としての委嘱をさせていただいたところですので、改めて会長を選出する必要がありますが、先ほど申し上げました議論の継続性の観点から、事務局としては、引き続き福井委員に会長を、楡の会の加藤委員に副会長をお願いできればと考えております。

皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 福井委員、お願いできますでしょうか。加藤委員もお引き受けいただけますか。

○福井委員 はい。

○加藤（法）委員 よろしくお願ひします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） それでは、引き続き福井会長、加藤副会長の体制でこの検討会を実施してまいりたいと思います。

お2人には、改めてご挨拶をいただきたいと思います。

○福井会長 それでは、初めてお会いする方もたくさんいらっしゃって、この1年半の間に大きくいろいろなことが変わってきております。いろいろなことで進んでいると聞いておりますので、現時点の課題とか進み具合を事務局から十分聞き取りながら、それぞれ委員の人たちが抱えている課題をまた出し合って、いわゆる障がいのある当事者、家族、生活を支援している人たち、あるいは学校などのいろいろな機関、そういう当事者もいますね。それから、行政です。ここで言うと札幌市の方々ですが、行政の方々も一生懸命やっているけれども、それぞれ持っている課題が本当に一致しているのか。それを私たちがつないでいって、全てのことができるには時間がかかると思うけれども、着実に、札幌市にいる子どもたち、あるいは、その家族の人たちにきちっと支援が行き渡るような、そんな場にしていきたいと思っています。進んでいるとはいえ、まだ相当な課題をそれぞれが持っているのではないかと思います。それを出して進めていきたいと思っていますので、ぜひ皆さん方から忌憚ないお声を聞かせていただければと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 加藤副会長、お願いいたします。

○加藤（法）副会長 ありがとうございます。

私も、長くこの仕事に関わらせていただいて感じるのは、本当に命の問題というか、どの場所でどこの地域でどんなふうにもまれてきても、大切にされて、その人が安心して育っていける、そのためにたくさん力を合わせていこうということで、法整備もされまして、非常に力強い形で土台ができたというところも大きいと思いますし、大きな柱に沿って細かいところで、その地域地域、その家庭家庭の中での困難さはどんなものがあるのかということはこの検討会の中で皆さんと共有しながら、できることを一つずつ進めていって、札幌の子どもとして生まれてきてよかったとご家族が思われたり、ご本人がそんなふうにも成長していけることをみんなで支え合っていけたらいいと思っています。また、子ども部会としても、みんなで力を合わせて手をつないでいこうと考えていますので、またこちらの委員の皆さんとも力を合わせて、そういう札幌になっていけるようにしたいと思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） ありがとうございます。

それでは、ここからの進行については、福井会長にお願いいたします。

## 2. 議 事

○福井会長 それでは、会議次第に沿って進めていきたいと思いますが、協議あるいは意見交換ということになると思います。事前に資料が配付されていたので、ここを聞きたいなどか、これには意見があるという方もいらっしゃると思いますので、事務局の説明を十分に聞きながら、挙手いただいて、質問していく、意見を表明していくという進め方をしたいと思います。

まず最初に、資料2で配られております新型コロナウイルス感染症対策について、札幌市障がい福祉課における取組状況について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（佐々木調整担当係長） 札幌市障がい福祉課調整担当係長の佐々木と申します。

資料2につきまして、私からご説明をさせていただきます。

昨年1月以降、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しまして、その対策を市役所を挙げて行ってまいりました。そういった部分もありまして、この検討会の会議を開催できない状況が続いたことについて、ご理解をいただければ幸いです。

資料2では、事務局のある障がい保健福祉の分野における新型コロナウイルス感染症対策の取組をお示ししております。

取組内容の令和2年3月の欄に記載しております国庫補助金も活用した感染拡大下での障がい福祉サービス事業所におけるサービス提供の継続の支援や、7月の欄に記載している障がい福祉サービス事業所で業務に従事する職員に向けた事業所における感染対策の研修など、様々な取組を行ってきたところです。

医療的ケア児の関係では、土島委員が理事長をされていらっしゃる医療法人稲生会さんなどのご協力もいただきながら、消毒用のエタノールや人工呼吸器の利用の際に使用する精製水を、人工呼吸器を利用されている医療的ケア児がいるご家庭に直接配布をさせていただくということを行いました。資料では、4月、5月の白い部分になります。

また、障がい福祉サービス事業所等を通じて医療的ケアが必要な利用者を把握させていただきまして、その事業所から医療的ケアが必要な方に対して消毒用エタノールを配布するといった取組も行っておりました。事業所の皆様には、配布に当たっての医療的ケア児の把握と配布についてご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

ワクチン接種の関係でも、資料の令和3年6月の取組として、施設入所者や事業所の職員に接種券を早期にお届けするという取組や、集団接種会場での優先予約ができるようにするという取組を行ってきたところでございます。

ちなみに、私自身も、この間、2度にわたりまして、職場を離れて保健所の応援に入って、そのうち1回はクラスターが発生した障がい者関係の施設の現地対策本部での勤務もさせていただいたところです。資料でいうと令和3年度2月のところにクラスター発生施設云々と書いてある部分の取組になります。

引き続き、札幌市としてこういった感染症対策の取組を行ってまいりたいというところ



でございます。

もう一つ、これも私ごとになってしまうのですけれども、今月の16日以降、最大1か月間、3度目の保健所応援に入る可能性があるような状況です。

私の話が多くなって申し訳ありません。資料2については以上でございます。

○福井会長 ありがとうございます。

新型コロナウイルスの問題では、ここにいる全ての人が何らかの関わり、個別の関わり体験をされているわけですが、この会に絞ってみると、医療的ケアを受けている子どもたち、あるいは、そのご家族、それを支援している方々は常に厳しい環境に置かれたのではないかと思います。皆さん、今の対策状況とか新型コロナウイルスに関わって非常に厳しい体験をされたのではないかと思います。役所に対するご質問や、あるいは情報提供がありましたら、ぜひお聞かせください。

なお、画面に向かって手を挙げていただきましたら、お名前を呼びますので、ご発言いただければと思います。

いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○福井会長 係長は、これから3度目の応援になると聞いておりますが、きっと全市の職員を挙げて対策にご苦勞をされていると思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の議題に入っていきたいと思います。

次は、資料3と資料4です。先ほどご説明がありました国が策定した医療的ケア児支援法についての説明を事務局から受けたいと思います。お願いいたします。

○事務局(佐々木調整担当係長) それでは、資料3と資料4について、再び、私、佐々木からご説明をさせていただきたいと思います。

皆様ご存じのとおり、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、いわゆる医療的ケア児支援法が議員立法で成立いたしまして、6月18日に公布され、9月18日に施行されることになりました。あと9日での施行ということになるかと思っております。

資料3については、法律の公布に伴う国からの通知を添付させていただいております。

資料4が法律の概要、全体像になりますので、基本的には資料4をご覧くださいと思います。

まず、この法律の目的ですけれども、医療的ケア児が増加しており、心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにという課題があることから、医療的ケア児の健全な成長、家族の離職の防止、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与するということを目的としております。

基本理念として5点が、法律で言うと第3条の各項に掲げられております。医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支えること、個々の医療的ケア児の状況に応じて切れ目なく支援を行うこと、18歳以上の方や高校等を卒業後の方にも配慮した支援を行うこと、医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した支援施策、あとは、居住地域にか

かわらず等しく適切な支援を受けられる施策、この5点を基本理念と定めております。

そして、この法律によりまして、自治体が国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に医療的ケア児とその家族に対する施策を実施するということが自治体の責務として定められたところでございます。

自治体には、医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援が求められまして、医療的ケア児とその家族の日常生活における支援や相談体制の整備、情報の共有の促進、広報啓発、人材の確保、研究開発等の推進についても求められているところでございます。

あわせて、保育所、学校等の設置者には、看護師等の配置による医療的ケア児に対する適切な支援も求められております。

都道府県に対しては、社会福祉法人等を医療的ケア児支援センターとして指定するか、都道府県自身で、医療的ケア児とその家族の相談に応じること、情報提供や助言を行うことや関係機関への情報提供と研修を行うことができるとされております。

概要としてはこんなところですが、医療的ケア児とその家族に対する施策の実施が自治体の責務とされたことについては、非常に大きな意味があると考えております。

札幌市では、これまでも、この検討会での議論も踏まえながら、アクションプランの計画事業への位置づけといったことも経て、保育所、学校等における看護師配置などに取り組んできたところですが、これらの施策のさらなる推進の後押しにもなるのではないかと考えているところでございます。

今後とも、引き続き、この検討会における議論も踏まえまして、施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

資料3と資料4については以上でございます。

○福井会長 ありがとうございます。

医療的ケアという固有の名前をつけた法律です。これは、今までになかった法律、国の考え方を示したもので、今までは部分的にはそういうことがあったのだけれども、こういう非常に重きのある法律がつくられたことは非常に大きな進歩だというふうには受け止めているのですが、具体的というよりも、どちらかというとも理念的というもののほうが多いなと思いました。これがなくして前には進まないのだけれども、これから先、各都道府県、市町村、あるいは事業者に対してどんな具体的な支援が必要なのかというところまではちょっとなかなか読み切れなかったところです。

土島委員から、この法律の立てつけやその意味、印象みたいなものも含めてお話を聞かせていただきたいのですが、よろしいですか。

○土島委員 この法律に関しては、前回、5年前に児童福祉法及び障害者総合支援法が改正をされたところからのスタートではありましたが、これまでは自治体の努力義務となっていたところが、今回は自治体の責務ということで書かれましたので、今後は、全国どの自治体でも医療的ケア児の受入れについてやっていかなければならないという法的根拠ができたということでは大きな意味があったと思っています。

中身について、私も全部を解釈できているわけではありませんけれども、今回、医療的ケア児支援の5領域とされていた五つのうちの一つの保育が福祉の中に組み込まれているということと、その保育の代わりに労働というものが出てきたということで、国からのメッセージとしては、医療的ケアが必要な方であっても、高校を卒業した後、もちろん進学、高等教育へつなぐということもありますし、その先の社会参加ということを考えると、労働へといかにつなぐかということが大事になってくるのだらうと思っています。これまで、その施設でいかに受け入れていくかということを考えてきたわけですが、今後は、さらに高等教育まで含めて、あるいは就職まで含めて、もちろん就職が難しいという方もいらっしゃるので、社会参加まで含めてやっていく必要があるというメッセージかと思っております。

もう一つは、先ほども説明の中にありましたが、医療的ケア児支援センターというものを各県に設置するということになりました。当面は県に設置ということになっておりますが、最終的には3次医療圏ないしは2次医療圏ごとに設置をとという考え方もあるようです。とはいえ、医療的ケア児は全部にセンターを設置するほどの数はいませんし、北海道の場合は、札幌市に半数弱ぐらい、札幌圏で言うと半数以上が居住していることとなりますので、北海道と札幌市の二重行政みたいなことはつくりないように、医療的ケア児支援に関しては、札幌市も含めて、北海道のどこに住んでいてもきちっと安心して生活して、なおかつ社会参加につながっていくといった仕組みをつくらなければいけないと思っております。

ですから、この札幌市医療的ケア児支援検討会は、道の動きも含めて連携しながら仕組みをつくっていく必要があるのかなと感じているところです。

○福井会長 土畠委員、ありがとうございました。

今、大分補足をしていただいたのですが、皆さん方のご意見なりご質問なりを受けたいと思います。感想でも構いません。

射場委員、どうぞ。

○射場委員 資料の作成等をありがとうございました。

私も、医療的ケア児支援センターのところがちよっと気になったのですが、このセンターに対して、札幌市が描く具体的なビジョンがあったら教えていただけたらと思うのですが、よろしいでしょうか。

○福井会長 分かる範囲でお願いします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 現時点では、北海道と情報共有しながら、法が示しているセンターのことについては、先ほど土畠委員もおっしゃったとおり、二重行政を避けるように北海道と情報共有しながら進めていきたいと思っております。今の時点ではここまでしか言えないのですが、設置義務のある北海道との情報共有に努めてまいりたいと思っております。

○福井会長 射場委員どうですか。何かご意見があったら言ってください。

○射場委員 ありがとうございます。

こういったセンターができることは、ご家族にとってもすごく安心できるし、お子さんの育ちにとってもとてもいいことだと私は思いました。

せっかくセンターができるのであれば、北海道さんとも連携してというところもあると思うのですが、発達や育ちというところを基本の柱として発達支援や生活支援をベースに、その中で心理だったり医療的なケアの部分だったり相談支援というふうになるのが、子どもや家族のサポートとか機関支援になるのではないかと考えています。

センターをつくるに当たっても、利用している子どもや家族にどのようなニーズがあるかということ調査して、そのニーズに応じていくのがセンターの役割だと私は思っていますので、この検討会でも皆さんと一緒に考えられたらと思います。よろしく願います。

○福井会長 ほかにご意見はありますか。期待するようなことも含めておっしゃってください。

加藤委員、何かありませんか。

○加藤（法）副会長 皆さんおっしゃるとおりで、柱はできたけれども、細かいところで、どんなふうに形にしていくかというのは、絵が描かれて、そこから検討されていくということもあると思います。やはり、人材がものすごく必要になるのです。お仕事されるお母さんがいらっちゃって、では、保育園でとって、その長時間、看護師さんがずっといられるのだろうか、毎日いられるのだろうかという懸念もあるし、中身にしても、どういう教育が必要なのだろうか、どういう発達の姿をしていくのだろうかというところとか、勉強していかなければいけないこともたくさんあると思っています。

やはり、今、福祉の分野は人材確保や人材育成というところが非常に厳しいのです。そこら辺も併せて課題になっていくであろうし、そうすると、お金の問題が当然出てくるので、北海道にしる、札幌市にしる、国からどんなふうに予算がついてくるのかということも、この検討会で話し合うことではないのですが、そういったことも背景にどうしても出てくるだろうと思います。そこは、我々が、自治体としてこんな形をつくりたいのでこういったことをしてくださいというしっかりとしたメッセージを国に出せるような後押しをできるのではないかと考えています。

○福井会長 ありがとうございます。

ほかにご意見はありますか。

○窪田委員 意見なんてものではないのですが、土島委員からもお話があった国・地方公共団体の責務で、隣には保育所設置者、学校設置者への責務と書かれていると思うのですが、これまで医療的ケアがあるという中で、自宅からすぐに保育園があったり学校があっても、そこになかなか行くことができないということは、僕も相談をやってる中で、また射場委員も実際に相談をやりながら、そういう経験は山ほどあったと思うのです。土島委員はそういうケースは山ほど見てきていると思うのですが、地域で自分の

家から当たり前のように学校に行ける、当たり前のように保育園に行けるという環境を整えていく必要があると思いますし、国、保育者、学校の責務が法の中で明文化されたのであれば、それに準じて体制がしっかり整っていくことを願いたいと思います。そこで必要なことは、今、加藤委員がおっしゃったようなお金の問題だったり、そこに従事する人たちの技術だったり、スキルだったり、経験という問題もきつとあると思うので、そこら辺もしっかり整備していくことをこの法律を機に僕も期待したいですし、その一助になることがあれば、僕たちの法人も何か変わっていけることがあればと思いながらお話を伺っていました。

これは、あくまでも意見です。

○福井会長 ありがとうございます。

ほかにありませんか。

真鍋委員、どうぞ。

○真鍋委員 医療的ケア児について、今回、保育所、学校にも責務が生じたというふうになります。

保育園というのは、皆さんも多分ご存じだと思うのですが、どの障がいのお子さんに関しても全て門戸は開かれているはずなのです。この間、皆さんはパラリンピックを見ていたと思うのですが、たくさんいろいろな障がいがあって、そこに関して、特にどの障がいをどこの保育園にということではなくて、全部に門戸が開かれているわけです。

その中で、実際に今、園にいる5歳の子が、途中まで気管切開をしていてカニューレを必要としていたのだけれども、それを塞ぐ手術をしたのです。手術をしたら、そのお子さんに関しては別の障がいになるのです。医療的なケアではなくてです。そういうふうになってきたときに、ここの支援センターはどういうふうに動くのだろうと疑問に思うわけです。

受けるほうとしては、長い時間を受けるとなると、本当に看護師1人では賄い切れないということが実際にあります。今まで、いろいろなお子さんを受けてきまして、胃ろうだったり、気管切開だったり、糖尿だったり、そういういろいろなお子さんを受けたのは、たまたまご縁があって、看護師を中心に病院の先生とも協力していただいて、保育者が勉強をして、そのサポートもできるようにしてきましたが、それはあくまでも努力でやっていただけなのです。

今回、状況が変わったなと思うのは、デイサービスができて、デイサービスのほうで医療的なケアが必要なお子さんを受け入れるところも出てきています。そういうふうになってきたときに、保育園でいろいろなお子さんを受けながら、医療的なケアが必要な方も受けながら、今年度、実際に3人ぐらい、本当は入りたかったというお子さんが見学にいらしたのです。その方々は、たまたま皆さん経鼻で栄養を取っていたのですけれども、それで栄養を取るとなると、3時間ぐらいかけて1食分を取るわけです。では、そのお子さんがずっとその栄養を取る間、どういうふうに体制を組むか。ご多分に漏れず、保育者

はなかなか来ませんし、手もそんなに余裕があるわけではないです。それで、今回、いろいろなシステム的なものは全体像ができてきたけれども、では、現場はどう動いたらいいのだろうということには物すごくハードルがあるなどというのが実際に現場にいる者の気持ちとしてはあります。

また、医療的なケアということで、つい最近、問合せがあったのですけれども、今、お子さんはNICUに入っています。生後1か月です。でも、そのお子さんを受け入れられるようなところということで、たまたまうちに連絡がありました。どうしてなのか分からないのですが、電話が来たのは保健師さんからだったのです。保健師さんから来たのですけれども、いや、今現在それは難しいだろうと、では、保育園という業態、いわゆる幼稚園、保育園、認定こども園、そういうところでお子さんを実際に受けていって、自分たちは何を提供できるのだろうかということに関して、一般の方にももっと知っていただかなければいけないだろうと思います。保育園で過ごすのは大丈夫な方もいらっしゃるし、ほかの子どもたちと関われる、それこそ動ける医ケアの方もいらっしゃるのです、どういうところがどういうふうにつながっていったらいいのか、そのコーディネートをしっかりしていく必要があると思います。どこで障がいの形が変わっていくかも分からない中で、労働まで生涯を通じてどんなふうをサポートをしていけるのか、考えなければいけないことはものすごくたくさんあると思っています。

ちょっと長くなりましたが、そのような感想を持ちました。

○福井会長 ありがとうございます。

最後の事例は、私の頭の中で簡単に答えが出るようなものでもないし、まさしく総合的に、この地域のいろいろな力を借りて病院から地域に動いていく、こういうことをイメージしながら、医療的ケア児支援センターというのは総合的な力がないと全くできない話ですね。単に何とかセンターをつくれればいいかといったら、加藤委員のご指摘もあったように、相当難しい課題を国が提案してきているわけですが、それをやらないとまた私たちの地域の力がつくり出せないです。支援センターをつくるのだったら、札幌市、道を含めて、すごく情報を集めてつくらなければならないのではないかと感じました。

国からどのくらいの費用が出るのか分かりませんが、1名、2名を置くだけでは全く対応できないです。ただ、問題のある人たちの母数が少ないので、大きな組織はできないだろうと思うし、私たちに直接意見を求められることがあるかどうか分かりませんが、ぜひ知恵を絞っていきたいと思いました。

ほかにご意見やご質問のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」と発言する者あり)

○福井会長 皆さんのところに打診が来るかもしれませんので、ご準備をしていただければと思います。

それでは、この法律のことについてはここで終わりたいと思います。

次の課題に移りたいと思います。

今回は、協議・意見交換で言うと（２）になります。課題の整理状況の振り返りということで、また事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○事務局（佐々木調整担当係長） それでは、資料５について、再び私からご説明させていただきます。

こちらの資料は、令和元年度に、平成３０年度と令和元年度の検討会の活動の中間報告を予定しておりまして、その当時に事務局で一旦の集約を行いまして、内容について福井会長、加藤副会長にもご確認いただいていたものになるのですが、それから時間が経過しているということもありますので、今回は中間報告という位置づけではないですが、事務局による当時の議論の整理の結果をお示しするものです。

では、簡単にはありますが、その概要についてご説明させていただきたいと思います。

これまで、検討会においては、ライフステージに着目した課題整理ということで、地域移行期と乳幼児期の課題整理を行ってまいりました。

そこで、２ページの地域移行期の現状というところですが、NICUでの入院を経て退院に至る際に、医療機関からは地域の医療機関や訪問看護ステーションとのつなぎなどの退院後のサポート体制についての援助がされています。このため、保護者の退院時の相談の相手としては、医療従事者が多くを占めているわけですが、家族の側からすると、退院時に余裕がない中で、地域の社会資源や支援制度を自ら調べるといったことは厳しいものがありまして、一層負担感を強めてしまう例があることがうかがわれるというような内容で整理させていただいております。

３ページの課題のところですが、退院に向けた家庭生活のイメージづくりが困難であることとか、家庭生活がスタートした後に、地域の療育などと必ずしも円滑につながらない場合があるということや、入院中及び退院後の保護者への心理的ケアといったところが課題として挙げられると考えております。

その支援の方向性は４ページから５ページにかけてですが、医療的ケア児への支援については、その抱える課題が多分野にわたることから、お子さんや家族に寄り添いながら、個別の支援計画を作成、更新し、必要な支援につなげていくという障がい児相談支援の部分が地域で十分に機能していくことが重要と考えられまして、仕組みを整えることが求められおり、医療的ケア児コーディネーターの活用等についても検討の必要があると思っております。そのほか、地域の支援機関と医療機関との連携推進も必要と考えております。

次に、６ページの乳幼児期の現状ですが、かかりつけの医療機関や訪問看護ステーション等のサポートを受けつつ、医療的ケアをはじめ、子どもの様々なニーズに対処し、その経験を重ねながら生活サイクルを確立していく時期という整理をしております。訪問看護やサービスの利用状況等についても記載をさせていただいております。

８ページの課題として、各機関における受入れ体制の確保や健全な親子関係の形成等が挙げられると考えております。

10ページの支援の方向性ですが、受入れのための体制整備を推進するための専門機関の助言、家族支援の推進、特別支援学校の一層の体制整備等を記載させていただいております。

本当にざっとですけれども、こんな内容で整理をさせていただいているところです。

令和元年度までの議論の後、次の議題でも説明させていただくのですけれども、支援が充実したという点もありますので、この資料はベースとさせていただきつつ、今後行いたいと考えております学齢期以降の議論の結果や現状の支援体制についても反映させたものを、最終的な報告書の形にすることを想定しております。

この資料についてのご説明は以上となります。

○福井会長 ありがとうございます。

これは随分前、最初の頃に皆さんで議論したり勉強したりしたことを、その時点のまとめということで整理したところです。今思うと、それこそ先ほどの法律のところにつながるものを何点か浮き彫りにしておりますし、その当時に思っていた課題が新しい法律で吸収されていくのかなという気もしているのですが、これをざっとご覧になって、何かご意見がある方はいらっしゃいますか。感想でもよろしいです。

(「なし」と発言する者あり)

○福井会長 もう古い話になってしまったものですから、それをどうこうすることにはならないのですが、最初の2年間で自分たちの今置かれている状況や立ち向かっている課題を整理したという点ではよかったのではないかと思います。

例えば、医療的ケア児等コーディネーターとか児童発達支援センターとの関連性はどうなっていくのか、今ある資源とセンターとの関係性はどうなっていくのか、そんなこともちょっと期待もしているし、まだはてなマークが多いなという感じがしました。

これについては、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○福井会長 今、そういうことを踏まえて進んでいるということでもあります。

係長、続けてお願いします。

○事務局(佐々木調整担当係長) 次に、札幌市の施策状況の報告をさせていただきたいと思っております。

その前に、札幌市の事業というよりは国の制度の部分になるのですけれども、3年に一度行われる障がい福祉サービス等の報酬改定についても、医療的ケア児関係の改定が多数ありましたので、厚労省から出ている資料6によりご説明させていただきたいと思っております。

概要的な部分をお話しさせていただくと、障がい児通所支援等の事業所において、看護職員を配置して医療的ケア児の受入れを行った場合に、従来よりも高い報酬となるような報酬改定を行うことにより、医療的ケア児をより多くの事業所で、整った受入れ体制の下で受け入れられるようにするというのが大きな方向性であると言えるかと思っております。

今年度からの改定となりますけれども、看護職員の配置に関する部分が多くなっている



というのは、この1枚目からもご覧いただけるかと思えます。

2ページ目をご覧いただきまして、どういった子が医療的ケア児に当たるかとか、どのくらい受入れが難しいのかといったことを判定するため、いわゆる動ける医ケア児の見守りについても加味した形での新たな判定スコアが設けられました。

この認定を区役所で行うことが4月に急遽決まったところもありまして、この部分で、事業所の皆さんに、保護者へのご案内いただいたり、資料をご提出いただいたりといったご協力をいただいたところです。どうもありがとうございました。

2ページ目の左下のところは、状態の重い子をしっかりとした体制で受け入れた場合により高い報酬になるというところが説明されている部分だにご理解いただければよろしいかと思えます。

簡単ではありますが、報酬改定についての説明は以上です。

○福井会長 資料6で、令和3年度から支援の内容が充実されてきた、新しいものができたり改定されてきましたね。

それで、今、各事業者に関わって、加藤委員のところもそうだと思うのですが、これで具体的にすごく変わったぞ、よくなったぞというものがあったら紹介してほしいのです。加藤委員、何か言えるものはありますか。

○加藤（法）副会長 私は数字をきちんと把握していないのですが、下がってはいないというところでしょうか。具体的に単価が、個別になっていくので、一人一人のところを把握していないのですけれども、全体的に下がったということはないと思います。

ごめんなさい。後で分かったらお知らせします。

○福井会長 土島委員のところはどうでしょうか。

○土島委員 私たちのところは、現在、医療型短期入所という形になるので、児童デイサービスとはまた別なのですけれども、今回、非常に大きかったのは、今までは、医療的ケア児の受入れについて、この表で言うと上から2番目の重心事業所と書かれたところですが、医療的ケアを必要とするような重症心身障がいのお子さんたちを対象とした事業所で受けていくことが想定されていたところ、今回は、その上に一般事業所というところがあります。これは、発達障がい等の医療的ケアの必要のない子どもたちが通っているところにもこのような新規のものがついたということで、先ほどもお話が出ていましたが、医療的ケア児といっても、寝たきりのお子さんたちから、気管切開をしているけれども、走り回れるよという方もいらっしゃるわけです。そういう子どもたちにとっては重症児デイ以外の選択肢が出てきたということです。もちろん、保育所に入れればいいわけですが、ちょっと発達障がいの傾向もあるといった場合には、いわゆる一般の児童発達支援事業所とか放課後デイサービスに行くことがしやすくなったということです。事業所側も、その子を受け入れるために看護師さんを配置するといったことが非常にやりやすくなったということで、今、具体的な数字は手元にありませんけれども、先日、ほかの会議で、国全体でも、一般の事業所も含めて、医療的ケア児を受け入れる事業所がかなり増えたとい

う結果になっているところは聞いております。

もう一つは、今まで非常に問題だったのが、医療的ケア児の仕組みづくりをしていこうといっても、結局は身体障害者手帳が必要であったということで、特に小さい生後3か月、4か月というお子さんが家に帰るということになった場合、身体障害者手帳が出ないので、身体障害者手帳がないからサービスを使えないということがあったわけですが、今回、医療的ケアによるスコアリングができました。私も厚労省の委員会で関わったところですが、それによって医療的ケアが必要かどうかというのは医師の判定でできますので、医療的ケアが必要だということになれば医療的ケア児ということで、退院直後からこういったサービスを使えることができるようになったのです。まさに身体障がいの有無、障がいの有無によらず、医療的ケアが必要であればこういうサービスを使えるようになったということが非常に大きな変化かと思っています。

○福井会長 ありがとうございます。

これだけのものなので、全体を見渡せば、これが使えるんだぞとか、これを利用してどこかに通えるようになったよ、生活介護に通えるようになったよ、いろいろな事業所に通えるようになったよと、受入れ側もちょっと肩の荷が下りたという事例がきっとあるのだろうと思います。

次に資料7の説明がありますが、そのときに、新しい支援の充実と関わるような事業があったら、各委員からご紹介していただければと思います。私たちが知らない事例で、実はこういうものができたのだというものがあれば、ご紹介いただけるとありがたいです。

それでは、資料6は終わったので、資料7に入りたいと思います。お願いします。

○事務局（佐々木調整担当係長） 私から、引き続き資料7についてご説明をさせていただきます。

資料7は、札幌市が行っている医療的ケア児に関連する主な事業を並べて掲載したものになっております。括弧の中にゴシック体で記載している部分は、検討会を実施できていなかった令和2年度以降に新たに開始した事業や、事業内容が充実した部分の特出しで書かせていただいております。

それぞれの事業について、事業を所管されていたり関わりがあったりする各委員から現状のご報告をいただきたいと考えております。私から順次ご指名をさせていただきますので、各委員からのご説明をお願いいたします。

最初に、重症心身障がい児者受入促進事業と障がい者地域生活サービス基盤整備事業について、田中委員からご説明をお願いできればと思っております。

○田中委員 障がい福祉課運営指導係長の田中でございます。

今の2事業についてご説明させていただきます。

まず、重症心身障がい児者受入促進事業でございます。

真ん中の内容という欄が二つに分かれておりますが、どちらの事業も障がい福祉サービス事業所の皆様に医療的ケアの方をより多く受け入れていただくための補助金をお出しす

るという事業です。

内容の上のほうにあるのが看護師の配置をした場合の人件費の補助でございまして、下のほうが医療機器等を購入した場合です。これは、例えば施設設備について、エレベーターの設置とか特殊浴槽の設置といった工事に近いものから、いわゆる医療機器のようなものの導入まで補助を行っております。

先ほど報酬改定の話がございましたが、報酬改定より前の昨年度、令和2年度から要件を緩和しております。もともと重症心身障がい児でかつ医療的ケアが必要な方という条件だったものを、いわゆる動ける医ケアの方など対象とし、重症心身障がい児者または医療的ケアの必要な児者という形で昨年からやっているところです。

そのように昨年要件を緩和したのは、もちろん、そういったニーズといたしますか、各事業所から、重心の方以外の医ケアの方を受け入れる事業所に対しても支援が必要だということをご意見をいただいて、改善したものでございます。

昨年度の実績で申しますと、補助をした事業所は合わせて9か所でございます。看護師の配置で申しますと8事業所でございます。そのうち、この補助金は3年間補助を受けられることになっておりますので、要件緩和前から継続して補助を受けている事業所もありますが、要件を拡大した昨年度、新規で補助を行ったのは6件の事業所になります。

看護師配置で申しますと、全部で八つの事業所の中で34人の看護師の方を配置していただいて、そのうち新規雇用で配置された方は13名で、延べでは大体100名を超える重心または医ケアの方を受け入れていただいております。

二つ目の障がい者地域生活サービス基盤整備事業でございます。

中身が見えにくい事業名でございますが、こちらは施設の新設整備に対する補助です。児童デイサービスの施設、あるいは生活介護の施設を新設する場合に補助を行うというものでございます。

こちらにつきましては、もともと重度の障がいのある方を受け入れていただく事業所を優先して補助を行うものでございましたが、重度の障がいに加えて医療的ケアの方の受入れを行っていただく事業所も優先対象に含めるという変更を令和2年度に行ったところでございます。

実績で申しますと、ちょっとややこしくて申し訳ないのですが、札幌市の補助のほかに国の補助も受けて事業を行う関係で、スケジュールが2年にわたっております。

どういうことかと申しますと、昨年度から、医ケアの方を受け入れる事業所にも条件を広げたのですが、昨年度、札幌市で採択を行いまして、それを今度、国に採択していただくということで時間がかかってしまっております。

要は、去年、札幌市で採択したものを工事するのは今年になるのです。ということで、今年、無事に国の採択は受けましたので、1か所の事業所ですけれども、これから工事に取りかかって、来年4月にオープンするという予定になっております。

私の説明としては以上でございます。

○福井会長 田中委員、具体的にご説明いただきまして、ありがとうございました。

令和2年から今年にかけて、具体的に看護師さんの配置の手を上げる事業所が増えて、新規採用もあつたり、延べで100人ぐらいの子どもの受入れがあつたり、そういうような事例が明らかにされているということです。また、来年4月に新しい事業所が開設されるということです。そういう意味では、非常に期待されるのではないかと思います。

今のご説明に対してご感想などはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○福井会長 それでは、田中委員、ありがとうございました。

○田中委員 ありがとうございます。

○福井会長 次をお願いいたします。

○事務局(佐々木調整担当係長) 次は、支援者養成研修についてです。こちらは松村委員からご説明をお願いしたいと思います。

○松村委員 私からは、支援者養成研修についてご説明させていただきたいと思います。

札幌市におきましては、平成30年度以降、毎年度、医療的ケア児等支援者養成研修を実施しております。

研修自体は医療法人稲生会さんに委託をしてございまして、今年度につきましても、既に稲生会さんと実施に向けた準備を進めているところでございます。

研修の実施方法ですけれども、国のほうでカリキュラムを示しているところではあるのですけれども、それを踏まえて講義とグループワークということで従前より行ってきております。これまでは、講義については大きな会場に集合して実施してございまして、グループワークについては、何回かに分けて実地というスタイルでございました。しかし、今の新型コロナウイルス感染症等への配慮を要する状況から、令和2年度につきましてもオンライン研修を実施したところでございます。

具体的には、講義部分は、研修の申込みをされた方にユーチューブにアクセスいただいて、そのビデオを各自で視聴するというので、昨年度については、12月中旬から1月いっぱい期間で各自見ていただく。ユーチューブは、パスワードをご存じの特定の方だけが見られるという限定配信という方法を取りました。広く一般に公開はしない方法で講義を実施したところでございます。

グループワークにつきましても、今、この会議でも使っているZoomを使いました。Zoomで双方向のやり取りというものを確保しながら、参加型の形式で実施しました。

オンラインということで、参加人数についても影響が懸念されたところでございすけれども、募集人数を100名程度としたところ、例年を上回り、札幌市内の受講者総数で112名の参加者があつたところです。

受講した方へのアンケート等を見ると、自分の都合のいい時間で無理のないペースで学習できてよかったという声もありまして、オンラインであっても十分な効果を得ることができたのではないかと考えているところでございます。

詳細につきましては、研修報告をしたものを稲生会さんで作成いただいたのですが、それを資料8としてお配りしておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

今年度につきましても、状況は変わらないので、やはりオンラインでの研修実施を予定しているところでございます。

研修についての説明は以上でございます。

○福井会長 ありがとうございます。

資料8に詳しい報告書が出ています。こういう内容について、112名の方が非常に積極的に学ばれており、人材育成になっているのだらうと思います。

土島委員、これをやった感想があればお聞かせください。

○土島委員 申込み総数は184名で、うち札幌市内が157名ということで、全ての動画を視聴して、小テストに合格して、なおかつ情報交換セッションも修了したという方に修了証をお渡ししてしまして、それが87名となります。

先ほどの報告にもあったとおり、人数が非常に多かったということもありますが、加えて、私たちは3年目になったわけですがけれども、参加される方々の求められるところが非常に高くなっていることがある一方で、初めて参加しましたという方もあり、いわゆる裾野が広がっているというところもあって、その両方の方々が参加しているというニーズに応えるため、今年度からは、国あるいは札幌市が求めている最低ラインのこのところは盛り込んでくださいというものに加えて、アドバンス編的な感じでさらに高い技術を学びたいという方についても、動画等も含めて、例えば実際の口腔ケアの動画や医療的ケアのある方のだっこの仕方の動画とか、そういったものを取り入れながら、両方のニーズに応じていけるような形に毎年ブラッシュアップしていきたいと思っているところです。

以上です。

○福井会長 ありがとうございます。

参加者の所属を見てみますと、多岐にわたっていますね。この量が多いかどうかというのは、医療機関の方が36%、障がい福祉サービス事業所が30%と多くを占めているのですが、それ以外にも学校の関係者もいたり、非常に多職種になっている印象があります。きっと、多職種が集まれば集まるほどグループセッションみたいところが充実するので。知らない角度から物を見ていますからね。感想のところでも非常に充実していたというのは、きっとそういうところがあるのではないかと思います。非常に成果があった事業ではないかと思いました。ありがとうございました。

○松村委員 ありがとうございます。

○福井会長 次をお願いいたします。

○事務局（佐々木調整担当係長） 次に、札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業については、私から簡単にご説明させていただきたいと思えます。

平成30年の北海道胆振東部地震における長時間の停電ということを踏まえまして、日常生活の継続に必要な発電機やポータブル電源といったところについて、購入費の全部ま

たは一部と記載しているのですけれども、基準額内の製品購入であれば9割または全額を助成することができる事業です。

令和元年の10月に事業を開始いたしまして、令和元年度は200件以上、令和2年度は100件以上の助成を行ったと聞いております。

簡単ですが、この事業に関しては以上です。

引き続き、支援機関サポート医師の配置についてのご説明をさせていただきます。

この事業は、私が所管している事業になりますけれども、記載のとおり、障がい福祉サービス事業所、学校、保育所等を支援する医師を配置して、相談に応じて受入れ体制の整備に必要な助言、指導等を行うとともに、受入れ先の巡回指導を行うという事業として、令和2年の10月から開始した事業になります。

本日、事業の委託させていただいております医療法人稲生会の理事長である土島委員にご出席いただいておりますので、土島委員から事業の現状等についてお話しいただければと考えております。

○土島委員 私どものほうで委託を受けまして、昨年10月からこちらの事業を担当しております。画面共有をしてお報告したいと思います。

時間もあまりありませんので簡単に報告しますが、札幌市は、ここに出ているだけではなくて、主に障がい福祉課、教育委員会、子ども未来局といったところから私たちが委託を受けてこの事業を行っているわけですが、一番右にあるような医療的ケア児支援に関わる事業所、あるいは行政の窓口、あるいは医療機関、そして患者さんご本人ないしはご家族から相談を受け付けて、そこにサポート医師ないしは医療専門職の派遣を行うといった事業です。事業開始以降の相談実績を月ごとに並べておりますけれども、昨年10月から始まりまして8月までのデータをお示ししておりますが、全てで56件、うち教育が一番多くて4割近くになります。25件、障がい福祉が20件、そのほか、保育園関係が7件、訪問看護、医療機関が2件と、その他のところには患者さんご家族から相談が来ているものも含んでおりますけれども、毎月このような形で対応しているところです。

少しだけ事例を出したいと思っておりますけれども、向かって左側、事業所等への助言で、既に医療的ケア児の受入れを行っているところです。事例の一つ目として、普通小学校に通うような気管切開のお子さんについて、その後、学校の後に児童会館を使いたい。万が一、入っている気管カニューレが事故抜去、急に抜けてしまったというときにどうするか教えてほしいという依頼を受けましたので、私とほかの職種が実際に児童会館まで伺って、人体模型を使って、このような形で気管カニューレが入っております、事故抜去したときにはこのように対応してくださいという助言を行って、現在も児童会館を使っております。

それから、事例2ですが、地域の保育所に通う胃ろうのあるお子さんについて、相談を受けた医師、看護師で保育所を訪問ということで、胃ろうの構造について、やはり模型を使って説明をしました。そのほか、この子さんは経口摂取もしておりますが、摂食、嚥下に課題があるということで、歯科医師、歯科衛生士が実際に保育所をその後訪問して、

摂食、嚥下についての指導、助言を保育所のスタッフに行うということをしております。

真ん中の新規事業ですが、これから新たに医療的ケア児の受入れをしていきたいといったようなところでは、児童発達支援事業所を開設するところから、気管切開で24時間呼吸器を使っているお子さんを新たに受け入れるということで、人工呼吸器の取扱い、移動のさせ方、だっこの仕方を教えてほしいということで、実際に私たちの事業所にも通っているお子さんだったということもありましたので、私たちの事業所に実際に来ていただいて、理学療法士等から具体的にだっこの仕方、人工呼吸器の操作の説明などをさせていただきました。

向かって一番右、実際に医療的ケア児を受け入れていただいた後、その後どうなっているかということフォローする内容になります。こちらの中に教育のことも含んでおりますけれども、肢体不自由特別支援学校は札幌市内に2か所ありますが、そちらについては、現在、定期的な巡回指導、先月から毎月1回必ず2校に巡回指導することになっておりますが、管理職の先生、担当教諭、養護教諭と情報交換を行って、リスクマネジメント、あるいは、今後保護者の付添いの軽減をしていくことになっておりますが、そちらの指導、助言を行っております。

それから、最近かなり数が多くなっているのは、特別支援学校ではない一般の小・中学校についても、教育委員会がかなりの英断をしてくださって、基本的に看護師を100%つけていくということで、しかも週5日、なおかつ児童会館等についても必要であればしっかり配置をしていくことになりました。これは、ただ看護師を配置すればいいということではありませんで、その看護師さんの課題となっているところを研究して、そういったところで指導、助言を行うということもしておりますし、場合によっては、学校でなかなか課題が解決できないという場合、ご家族の方にも来ていただいて、直接的な診療、私は特に呼吸管理を専門としているということがありますので、ふだんのフォロー先の先生と私のほうで連絡を取り合って、呼吸管理の方法について変更して、より安心した形で学校に通うことができるようにということで、直接的な診療支援につながった事例もあります。このように、依頼が来れば全て相談に乗るといったことをしております。

ちょっと短時間ですが、以上で報告を終わります。

○福井会長 ありがとうございます。

実は、北海道の教育の場面で、今、土島委員のような指導巡回サポート医というのは、後れていたのです。全国のいろいろな取組の中で、東京都は非常に早く専門医が派遣されていたのですが、北海道はその辺がちょっと後れていたのです。この数年、土島委員が中心になられて、こういうことが具体的に進んできたということは、学校現場の関係者にとって非常に安心の材料になったのではないかと思います。

そういう意味では、最初に言いましたように、当事者の課題、不安、あるいは、それに関わる学校とか保育とか幼稚園という現場に関わる人、医療機関の人が本当に一体にならないと先生が行くということができないのです。それが少しずつ実現してきた事例ではな

いかと思っておりました。

土島委員だけでやるのは大変だろうと思いましたが、とてもすばらしい事業だったのではないかと思いました。ありがとうございました。

では、次をお願いします。

○事務局（佐々木調整担当係長） 次が放課後児童クラブへの看護師配置になりますけれども、この部分については、小・中学校への看護師配置と連動して行っている事業になりますので、後ほど、小・中学校への看護師配置の部分と併せてご報告をいただく予定としております。

ですので、次の公立保育所への看護師配置に行きますが、これについては、昨日、資料9の追加をさせていただいています。

これについては、星野委員からご報告をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○星野委員 私から説明させていただきたいと思います。

皆様も新聞報道でご覧になったかもしれませんが、札幌市医療的ケア児保育モデル事業について、9月6日から新たに申込みをスタートさせていただいている状況です。

この事業は、2019年10月から園児の受入れを1名行って、モデル事業として開始したのですが、その受入れを行った園児が、新型コロナウイルス感染症の関係もあって、なかなか登園ができなくてモデル事業が調わずにいたのですけれども、そうこうしているうちに、そのお子さんが成長されて症状が改善しまして、保育中の医療的ケアが必要なくなりました。嬉しいことではあるのですけれども、モデル事業の検証ができずに、今後、本格的な受入れを進めるに当たって、引き続き検証を行うべく、新たな申込みをスタートさせていただいたという現状でございます。

ですので、この検討会を機に広く皆さんに周知させていただき、ぜひとも、ちあふる・しろいし1件という形で、全市は大変広いので、恐縮ではあるのですけれども、実際に保育現場でお子さんを受け入れる、安全にお子さんをお守りしつつ保育を行うという意味では、しっかり今回のモデル事業を実践していきたいという所存で取り組んでまいりますので、お力添えいただけると幸いかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○福井会長 了解しました。

情報ネットワークがあると思いますので、ぜひご紹介をいただければと思います。きっと、これがないと、2件目、3件目というのがなかなかうまくいかないのだろうと思うのです。うまく進むことを願っています。

土島委員、どうぞ。

○土島委員 この事業に関して、星野委員には私から直接お伝えをしたのですけれども、医療的ケア児支援機関サポート医事業をやっておりましても、保育所に通いたいという要望がここ最近も連続して来ております。札幌市で医療的ケア児の保育所での受入れに関しては、今ご説明いただいた保育モデル事業しかないということで、これは2年前から始ま



ったものですが、星野委員からもありましたように、白石区のみということになっていて、先ほど窪田委員からもありましたが、保育所は特に自宅近くのところに通うことができる、ないしは職場近くのところで利用できるということが当然必要になってくるわけですが、札幌市の現在のモデル事業の組み立て方が白石区のみということになっていて、これは白石区で医療的ケア児がいて、保育所を使いたいという方が出てこない限りはモデル事業が実施できない、モデル事業が実施できないと、今後の拡大につながらないということを今後もやっていくと、恐らく札幌市の医療的ケア児支援において、保育だけが非常に遅れていくという形に確実になるだろうというか、今も既になっております。

ですから、小学校のほうも、看護師の派遣会社から看護師を派遣して、必要な学校に看護師を派遣していくことになっていきますので、子どもが一番近くの学校に通うということがある程度実現しているところですが、保育だけがなぜかこういう形になっておりますので、こちらの委員会でも、このモデル事業は正直言って、今後、実効性が非常に薄いというか、期待ができないと私自身は思っております。

ほかの件で、手稲区、西区、東区で保育所に通いたい、でも、このモデル事業しかない、当然、白石区には行けないという事例が発生しておりますので、早くにこの事業のやり方を変えないと、保育だけが非常に取り残されていくことになるのを非常に懸念しておりますので、ご意見として言わせていただきました。

○福井会長 今のご指摘について、いかがですか。

○星野委員 土島委員、貴重なご意見を本当にありがとうございます。

私も、土島委員と事前にお話しさせていただいて、その部分はひとしと感じております。ただ、2年前に受け入れるときに、先生たちもご経験されていると思うのですが、胆振東部地震があって、安全にお子さんをお預かりするという部分で、ちあふる・しろいしが複合施設で、電源等の確保もきちんとできる、受入れのときにどのようなお子さんが来るかということを想定できなかったのも、一番最初の募集の際にちあふる・しろいしにターゲットを絞ったというような経緯がございます。

現在は、受入れ実績があるということで白石に絞っているところではありますけれども、行く行くは私どもも広げていくということを想定して考えておりますので、ぜひ皆様にもこの事業が実績をきちんと詰めるように、周知、ご協力をぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

○福井会長 多分、医療的ケアが学校で始まったときもそうだったのですが、難しいのです。知らないということと、分からないということですね。それは、先ほど言ったように、当事者と家族の問題と、受け入れる学校や保育園、保育所の理解、知識、ここが広がって、三つにならないと駄目なのです。ということは、札幌市の中で、今いいよと言っているのはこの1か所だというふう聞こえます。ほかの保育園の方々に対して、施設に対して、どのような戦略を取っていくのか。だって、来年、再来年になったら全部に広がるかもしれません。そうしたら、うちのところは関係ないとはいいません。ということは、ここを

集めることは一つの仕事としてあるのだけれども、一方では、全ての市立の保育所の関係者の連携を同時に進めないと遅れると思うのです。だって、怖いんですもの。不安なんですもの。それは十分理解できるので、そのときにもう一方では、先ほどの研修会にどのくらい参加させているのか、そういうようなことを行政側からも支援しないと、なかなか不安は除けないような気がしています。ぜひ、そういう戦略も立てていただいて、次は同時に全部やるよというぐらいの意気込みでお願いしたいと思います。

勝手なことを言ってすみません。

さて、時間も少なくなってきましたので、次の紹介をお願いします。

○事務局（佐々木調整担当係長） 次は、私立の保育園の看護師配置への補助についてです。これは今年度から予算化がされた事業になっております。

大木委員からご説明をお願いできればと思います。

○大木委員 子ども未来局施設運営課の大木です。

この事業につきましては、令和3年度の厚生労働省の概算予算要求の項目の中に看護師等の配置、1施設当たり532万円の単価ということで、補助基準額が示されたところでございます。

この情報を基に、我々としては、まず3施設相当の予算を確保しまして、1,600万円を用意しているところですが、現在、残念ながら、まだ厚生労働省から交付要綱、概要も含めて示されていない状況です。その交付要綱が示されてから、どのような条件であれば補助ができるかということを踏まえて制度設計しまして、公立のモデル事業も参照しながら、開始できる状況になったら私立の保育園の皆さんに情報開示をさせていただいて、手を挙げていただけたところにご協力いただければと考えております。

○福井会長 そういう状況のようです。

それでは、次の説明をお願いします。

○事務局（佐々木調整担当係長） それでは、最後ですけれども、小・中学校への看護師の配置について、教育委員会の加藤委員からご報告をいただきたいと思います。あわせて、資料10の学則見直しの資料についてもご説明をお願いしたいと思っております。

○加藤（博）委員 改めまして、教育委員会教育推進課の加藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

私からは、市内の小・中学校における医ケア児支援の状況につきましてご説明をさせていただきます。

まず、地域の一般校における支援の状況でございますが、先ほどまさに土島委員からもご紹介をいただいたことでございますが、札幌市教育委員会においては、医療的ケアの実施のため、看護師の配置を希望する医ケア児が在籍している市立小・中学校に対しまして、看護師を配置、派遣する看護師配置事業を平成30年から実施しております。

この事業に関わる直近の実施、運用の状況に関しましては、令和元年度では、週1回、5時間程度の配置にとどまっていたところ、令和2年度においては週3回、今年度では週

5回にまで配置頻度の拡大を図っております。

また、令和2年度からは、本事業の対象児童が放課後児童クラブ、ミニ児童会館を利用する段においても、同じく看護師を配置するよう配置対象の拡大を図っております。

今後につきましては、近年の在宅医療の進歩等に伴い、地域の一般校に通学できる医ケア児は増加する傾向にあることから、引き続き学校における安全なケア実施体制の整備を図っていくとともに、医ケア児の将来的な自立も見据えた効果的な看護師配置体制の構築を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、特別支援学校、とりわけ道立学校では、訪問教育の対象とされるような障がいの程度が重い児童生徒が通学によって学ぶ学校として設立されております札幌市立豊成養護学校及び同北翔養護学校における支援の状況について説明させていただきます。

現在、両校の小中高の各学部に対しまして、各2名、合計10名の看護師を常時配置し、対象児童生徒のケアに当たっております。他方、両校は、障がいの程度が比較的重い児童生徒が通学する学校であるところ、札幌市特別支援学校学則においては、対象児童生徒の保護者に対しまして、通学に際し、常時の付添いを求めてきた経緯にあるものですが、このたび、保護者の付添い軽減等の観点から、同学則が規定しております常時付添いに関しまして、この「常時」の文言を削除するとともに、付添い体制に関しても適宜軽減を図っていくという方針につきまして、去る6月28日に開催されております札幌市特別支援教育振興審議会に諮問をし、承認を賜った経過でございます。

なお、お手元の資料に関しましては、その際の説明に用いた資料となります。

この資料のつくりとしましては、1で両校の歴史的な歩みと両校における教育的な特徴につきまして、2で保護者付添いを取り巻く背景について、3で両校において実施したアンケートに関わる結果につきまして、4で今後の対応方針とスケジュールにつきまして、それぞれ説明をさせていただいております。

本日は、時間の都合上、資料に関する詳細の説明は割愛させていただきますが、特に4にある今後の方針においては、学則改正後の両校における具体的な運営・運用体制及び付添い体制の軽減に係る協議の場としての医療的ケア児等の保護者付添い軽減検討ワーキング会議の設置について掲載しておりますが、この会議体に関しましては、既に立ち上げを完了し、第1回目の会合を実施するに至っております。また、この月内にも第2回目の会合を実施する予定となっております。

今後につきましても、審議会における承認事項に基づき、学則の改正及び付添い軽減に向けた協議検討、並びに各種の手続について着実に進めてまいりたいと考えております。

私の説明は以上となります。

○福井会長 ありがとうございます。

皆さん方からご質問やご意見はございますか。

時崎委員、お願いします。

○時崎委員 昨年度まで豊成養護学校に息子と通っていきまして、今年度から北翔養護学校

に進学しました。そして、長い間要望していた指導医の先生に来ていただくということと、看護師の方の人数を増やすということがようやく実現し始めていまして、みんなすごく喜んでます。また、看護師の方々も、指導医のドクターが来てくださるということで、すごく安心感もあるようです。今までは、それぞれの子どもの主治医のところに指示書を取りに行って医ケアの内容を引き継いだのですけれども、それはこれからも同じだとは思いますが、その後は各主治医と連絡を取り合うことがあまりなかったのも、看護師の方々は母親からの直接の依頼を聞いて医ケアをしていたわけですから。それが、指導医の先生が来てくれたことによって、その不安に思っていることとか、どうしたらいいかとか、随時ご相談できるので、すごく安心感が出たという話を看護師の方々もされていました。

私たちも、長い間要望してきたことが動いて、すごくありがたいし、びっくりしたし、コロナ禍でこの検討会もしばらく開かれていなかったですし、どうなっているのかな、でも、コロナで大変な時期だから、きっとまだ進まないのだろうなという諦めのような気持ちも湧いてきたりしていたのですけれども、水面下で進んでいて、すごく進展があったので、ありがたかったです。

今週と先週、シミュレーションという形で親子が離れるような時間をつくってもらいました。今までも外出という制度はあったのですけれども、どうしても用事がないと外出のお願いをしづらかったのも、それを先生たちから言ってくださって、出てみてくださいと言ってくれたので、すごく外に出やすかったですし、子どもの自立への第一歩なのかなと思いました。

子どもの健康に少しでも不安があって、先生たちがちょっと付き添ってほしいというときは、必ず保護者が協力することは必要だと思うのですけれども、そうではないとき、子どもの体調がすごく安定しているときは、こうやって離れるほうが子どもの自立にも親の子離れにも自然な形なのかなという感想を持ちました。

以上です。

○福井会長 ありがとうございます。

次に、射場委員、お願いします。

○射場委員 お伺いしたいのですけれども、小・中学校への看護師さんを10名配置されたとおっしゃっていましたが、実際に生徒さんは何名ぐらいいらっしたのですか。

○加藤（博）委員 児童生徒の数ですけれども、両校合わせて37名、うち29名が医療的ケアを必要とするお子さんというふうに聞いております。

○福井会長 ほかにご質問はありますか。

○真鍋委員 今、時崎委員のお話を聞いて、そうなのだと思います。保育園に医療的ケアのお子さんが来たときに、保育園というところは母子通園という制度で進む前提がなかったのも、学校はそうだったのかとすごく驚きました。学校に行くのに、保護者の方がずっとついていっているのだなということが分かって、ああ、そうかと思いました。今まで、保育所で医ケアの方を受け入れていても、保護者の方はお仕事をしているわけです。で

すから、保護者の方はいなくて、その中でどういうふうにもその子の健康を守っていくかということを考えていくのが私たちの仕事だったので、リスクマネジメント的に考えると、すごく危なっかしいことをやっていたのだなと思いました。

でも、今回、常時付添いという文言がなくなったということで、今だったのだというのがすごく驚きでありました。

以上、感想です。

○福井会長 係長、何かありますか。

○加藤（博）委員 ありがとうございます。

1点だけ、補足というか確認でございます。今まで常時付添いを求めていた学校というのは、まさしく札幌市立豊成養護学校と北翔養護学校の両校のみでございまして、地域にございます特別支援学級におきましては、そういった付添いは当然求めてございませんので、その点、ご認識いただきたいと思います。

○福井会長 射場委員、どうぞ。

○射場委員 7月に行われた豊成・北翔養護学校でのワーキング会議のことですけれども、この検討会でもこのお話は結構されていたと思うのですが、関係性はなかったのですか。医ケアの検討会とこのワーキング会議との関係性です。

○加藤（博）委員 こちらの医ケアの検討会議ですか。

○射場委員 はい。

○加藤（博）委員 そことは直接リンクはさせておりませんでした。ワーキング会議の1回目で話し合われた内容は当然ご紹介させていただきますけれども、直接リンクしないということであって、別にこれを踏まえていないということではないです。

○射場委員 ということは、今回この資料を出していただいたということは、今後、学齢期の検討をするに当たって出していただいたということでしょうか。

○加藤（博）委員 今回の私からの説明につきましては、地域一般校に対する取組としまして、資料はなかったのですけれども、ご紹介を申し上げたのと、特徴的な動きになっております市内の特別支援学校、とりわけ豊成・北翔養護学校について、今回、大きな動きがあったのでお話をさせていただいたということです。

学齢期のお話で言うと、地域一般校のお話のイメージが近くなってくるかもしれませんが、その辺につきましては、看護師配置事業のほうで今も対応しておりますし、今後も対応させていただきたいと考えております。

○射場委員 ありがとうございます。

○福井会長 今の質問と資料5の中間まとめですが、私たちが取り組んできた支援会議の中で、豊成・北翔養護学校の常時付添い問題はずっと課題だったのです。協議していただきました。当事者として教育委員会の方もおられていたので、それと、ワーキング会議ではなくて審議会ですね。この医療的ケア児支援会議が札幌市教育委員会の教育振興審議会に影響されたかどうかということを確認したかったのです。いかがですか。

○加藤（博）委員 まさしく私は4月に着任させていただいたのですけれども、当然ながら、組織としてつながりを持った対応をさせていただいておりますので、その流れの経過の中で、札幌市立豊成・北翔養護学校がいまだにといいますか、現段階において常時付添い状態にあるということは、当然、問題として認識しております。その中での「常時」の文言削除という流れになっています。

先ほど私の言い方がよくなかったかもしれませんが、当然、流れをくんだ上でのお話であるということをご理解いただきたいと思います。

○福井会長 分かりました。それであれば、ここの委員の皆さんが安心すると思うのですね。

もう一つ、私から、資料10の学則見直しのスケジュールという文言の中ですが、私も北海道教育委員会に勤めていたものですから、最初の「今後も当初からの設置目的である」以下の文章で、「道立学校では訪問教育の対象とされるような障がいの程度が最重度の児童生徒が通学して学ぶ学校であることを継続する」。この文言は北海道教育委員会と精査されましたか。

この言葉は適切ではないです。ここをきちっと確認をしないと、道立学校の訪問教育は、訪問教育の対象とされるのは通学が困難な者、医療的ケアがあるとかないとかでなく通学が困難な者と限定しているのです。ぜひ言葉を整理していただかないと、道立学校では訪問教育の対象となるというのは適切ではないと思います。

どうしてかという、今までも豊成養護学校から真駒内養護学校に転校してきた子どもがいて、拓北養護学校にも豊成養護学校から転校されてきているのです。訪問教育ではないのです。そういう実態を踏まえると、この文言が教育委員会にとって適切かどうかだけ、私は判断できないので、ご確認していただきたいのです。できるでしょうか。

○加藤（博）委員 確におっしゃっていることはご理解申し上げましたが、まさしく学則に載せている文言とはちょっと違って、分かりやすくというか、イメージの問題という中でこういった表現をさせていただいておりましたが、この表現自体が正しいかどうかということは精査し切れていなかった部分がありますので、それはご理解申し上げました。確認をしたいと思います。

○福井会長 土島委員、どうぞ。

○土島委員 私は、2017年度から北海道教育委員会のほうの医療的ケア指導医も担当しておりますので、今の福井会長の発言にちょっと補足させていただきます。

今、まさに福井会長がおっしゃったとおり、道立学校のほうで、今、訪問教育をしているといった実態はないかと思えます。むしろ、北海道教育委員会の学校については、2017年度から文部科学省のモデル事業を用いまして、人工呼吸器を24時間使っている方でも保護者の付添いなく通うことができるような体制を3年かけてつくってまいりまして、現在は人工呼吸器があっても付添いを求めることはしておりません。

ですから、ここに書いてあるのは、恐らく豊成・北翔養護学校の開学の時点ではこうい

うことだった、40年近く前だと思いますけれども、こういうことだったのだろうと思いますが、今はむしろ札幌市で通えない、あるいは、付添いを求められる方が、北海道の道立学校だと付添いが必要ないということで、保護者が付き添えないケースはそちらを選択していることがあるということもありますので、ちょっとこのところは、確かに常時というところが実態に合わない以上に今の実態には合っていないだろうと思いますので、精査が必要なところかと思えます。

○福井会長 ぜひご検討をお願いしたいと思えます。

ほかに皆さん方、ご意見はありますか。

加藤委員、どうぞ。

○加藤（法）副会長 お願いですけれども、先ほどの射場委員のところ、ワーキング会議のことなのですけれども、この会議の中からどなたか参加されているのか、そのメンバーが分からないので何とも言えないのですけれども、せっかく札幌市の委員会として本場にいろいろな分野の方がここに参加しているので、このワーキング会議に、さっき福井会長がおっしゃっていたように、ここでずっと検討してきて、課題だよと言っていたところがあるので、何かしらの連携というか、委員の中に今後加えていただけるのであれば、この検討会の中からどなたか代表して出ていただけるのかどうか、お願い事項ですけれども、今後も引き続き検討会があるのであれば、ワーキング会議があるのであれば、お願いをしていきたいと思えます。この場ですぐにお返事してほしいということではないですけれども、お願い事項として受け止めてもらいたいと思えます。

○土島委員 私はそちらにも参加をしておりますので、必要であれば私からも報告はできるかと思えます。

○加藤（法）副会長 分かりました。

ということは、土島委員は医療関係者として参加されていて、医ケア児検討会の委員としても参加されているという理解でいいのですか。

○土島委員 医ケア児支援検討会の委員としてかどうかは分かりません。私はこちらの検討会の委員ですので同じことかと思えますが、私で足りないということであれば、ほかにも検討していただくのがいいのかもしれないけれども、その辺の必要性は私には分かりません。

○福井会長 今、予定の時間がちょっと過ぎたのですけれども、皆さん、あと5分だけませんか。すみません。これからちょっとスピードを速めますので、射場委員、最後のご発言をお願いします。

○射場委員 ありがとうございます。

今、土島委員が入ってくださっていると初めて知ったのですけれども、やっぱり医療と福祉の連携というところが大事ではないかと思っています。ですから、そういったところも一緒に考えていただけたらと思えます。よろしくをお願いします。

○福井会長 ありがとうございました。

○加藤（博）委員 検討会議のメンバーですけれども、今回ご紹介しませんでした。今ご発言があったとおり、医療関係者として土島医師にもご参加いただいていますし、福祉関係者として障がい福祉サービスを展開している事業所の方にも参加していただいておりますので、一応、お話はさせていただきます。

○福井会長 分かりました。ワーキング会議は当事者の問題でもあるので、その成果を見たいと思います。

最後に1個だけ、このワーキンググループの表題がちょっといずいのです。医療的ケア児等の保護者の付添い。たしか学則で医療的ケアのことは一つも書いていないので、それだけをターゲットにしているのかが我々は分からなかったのだけれども、これはちょっと混乱しているなというのが今の私の感想なので、申し上げませんでした。

○加藤（博）委員 こちらの意味ですけれども、医療的ケアが必要なお子さんといえば、医療的ケアが必要でないお子さんも豊成・北翔養護学校には通学しております。そういった意味も含めてのお話でございました。分かりづらいかもしれませんが、申し訳ございません。

○福井会長 分かりました。

最後に、今後のスケジュールについても打合せをしなければなりませんので、最後の資料をご用意ください。

それでは、佐々木係長、お願いします。

○事務局（佐々木調整担当係長） 資料11について、手短にご説明させていただきます。

左半分については、検討会の目的や令和元年度までの取組についての記載ですけれども、ここの説明は省略させていただきます。

右半分の今後の検討会の進め方の案についてご説明させていただきたいと思います。

令和元年度から、乳幼児期、学齢期といったライフステージに着目した課題整理を始めましたけれども、それが中断してしまっている状態になっておりますので、この部分に関して、次回以降に再開をしまして、学齢期以降の課題整理を行っていきたいと考えております。

今回は12月に会議を予定しておりますけれども、学齢期のお子さんについての課題整理を行いながら、札幌市の今後の取組への助言等もいただければと思っております。

3月には、このたび成立した医療的ケア児支援法においても配慮が求められている学齢期以降についてのお話や、ライフステージ全般に通じる課題整理を行っていきたいと考えております。

その次は、来年度に入ってからのご予定になりますけれども、今年度までの議論について報告書の形で取りまとめをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○福井会長 ありがとうございます。

進め方について、皆さんからご意見はございませんか。



(「なし」と発言する者あり)

○福井会長 ありがとうございます。

全員にご発言していただく機会をつくれなくて、申し訳ありませんでした。

最後に、事務局から連絡事項はあるでしょうか。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 今、佐々木からもご説明させていただきましたが、次回は12月にまた開催させていただきたいと思います。今回のようにオンラインでの開催予定ですが、詳細については、追ってご連絡、ご相談をさせていただきたいと思います。

また今後ともよろしく願いいたします。

### 3. 閉 会

○福井会長 皆さん、どうもありがとうございました。

ちょっと時間が長くなりましたけれども、大変充実した話になったと思います。

1年半、空白だったのですが、いろいろな意味で着実に動いている、実績を上げているなどということが私自身に聞こえてきました。しかし、どこか、それがきちっとつながっていないことがあるのだらうと思いましたので、私たちはその具体的な方策までイメージすることができればいいなと思いました。

今日は傍聴の方の顔が見えないのですが、長時間聞いていただきまして、ありがとうございました。

皆さん、どうもありがとうございました。

終わりたいと思います。

以 上